

京都市告示第321号

京都市林産物需要拡大センター条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市林産物需要拡大センターを臨時開所します。

平成17年9月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に開所する日時

平成17年10月5日から同年12月21日の間の水曜日（水曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）の午前10時から午後6時まで

（産業観光局農林振興室林業振興課）